

平成28年11月定例会

文教厚生委員会説明資料
(その2)

病院局

目 次

I 提出案件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条例案	-----	1

Ⅰ 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（総務課）

(ア) 改正の理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、扶養手当の支給要件が改められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

- ⑦ 病院事業管理者が定める職員に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととした。
- ⑧ その他所要の改正を行うこととした。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、⑧の一部については公布の日から、⑦については、平成32年4月1日から施行することとした。

